

〔平成24年1月27日〕
規程第 15 号

(通 則)

第1条 一般財団法人埼玉伝統工芸協会(以下「協会」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務に関し、別に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(契約の方法)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約は、指名競争入札又は随意契約によるものとする。

2 前項の随意契約は第4条に該当するときにかぎり、これによることができる。

(指名競争入札)

第3条 指名競争入札に付するときは、原則として、小川町指名参加者名簿の中より3人以上の参加者を指名して行うものとする。

(随意契約)

第4条 随意契約によることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約の性質又は目的が指名競争入札による方法に適しない契約をするとき
- (2) 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき
- (3) 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) 時価に比して有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
- (5) 指名競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき
- (6) 落札者が契約を締結しないとき
- (7) 前各号に規定するもののほか契約にかかる予定価格が80万円未満であるとき、若しくは、工事(緊急修繕を含む)に係る契約が130万円未満であるとき。
- (8) 国、地方公共団体その他の公法人と契約するとき

(予定価格)

第4条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約にかかる予定価格を設定するものとする。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が容易なものであるとき、又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときはこの限りでない。

(見積書の徴収)

第5条 第4条の規定により随意契約しようとするときは、契約条項、その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

2 前項により徴収する見積書はファクシミリ、インターネット等の提出は無効とする。

(見積書の徴収の省略)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する見積書徴収

を省略することができる。

(1) 官公署と契約するとき

(2) 法令により価格の定められている物を購入するとき

(3) 前各号のほか、見積書の必要がないと認められる相当な事由があるとき

(契約書の作成)

第8条 契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が80万円未満の契約をするとき、若しくは、工事(緊急修繕を含む)に係る契約が130万円未満であるとき。

(2) 官公署と契約するとき

2 前項第1号の規定する契約について、契約書を省略した場合は、請書を徴するものとする。

3 契約金額が5万円未満の場合は、請書も省略することができる。

(検査)

第10条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

2 前項の検査を行わせるため検査員を置き、検査員は、代表理事が命ずる。

(検査の委託)

第11条 検査員が検査を行うことが困難であり、又は適当でないとき認められるときは、職員以外のものに委託して検査を行わせることができる。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人埼玉伝統工芸協会の設立の登記の日から施行する。